

令和3年7月14日

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施すること
についての考え方及び留意点等について（通知）の抜粋

- 1 児童生徒が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱い
期日や場所等の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する
場合等に、校長が「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で
欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合」に該当すると判断
し、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録することで欠席としない
などの柔軟な取扱いをすることも可能です。
- 2 副反応が出た場合の児童生徒の出欠の取扱い
副反応であるかに関わらず、接種後、児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られる
ときには、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置をとることがで
きます。また、発熱等の風邪の症状以外があった場合には、児童生徒や保護者から
状況を聴取し、校長において適切に判断いただくよう、お願いいたします。